

市立病院・地域医療検討特別委員会の設置に関する決議

- 1 本市議会に市立病院・地域医療検討特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、江別市立病院の所管に属する事項の調査及び関連議案等の審査を行う。
- 3 委員会の定数は、10人とする。
- 4 委員会は、閉会中も調査及び審査を行うことができることとし、議会において調査及び審査の終了を議決するまで継続存置する。

上記、決議する。

平成29年6月13日

北海道江別市議会